

『二・二六事件』考(続)

『昭和維新』の史料的研究

岡田 大 一

An Interpretation of “The February 26 Affair”(II)

A Study of “The Showa Restoration” based on Research Data

Daiichi OKADA

V

前稿で論述したように、天皇が、この二・二六事件をひきおこした行動派将校の「昭和維新」の行動を徹頭徹尾排撃し、否認し、この「叛乱」をすみやかに鎮圧すべしと厳命し、そこにいささかの妥協の余地をも認めなかったのは何故であろうか。

このことについて、まず直接的に考えられるのは、反乱軍将校たちが、ご裁可なしに天皇の軍隊を動員して、「朕が股肱ノ老臣ヲ殺戮ス、此ノ始キ兇暴ノ将校等、其精神ニ於テモ何ノ怨スベキモノアリヤ」(「本庄日記・第四部「帝都大不祥事件」中「第一、騒乱の四日間」の第二日(2月27日)記事)と、さらに、「今回のことは精神の如何を問はず其だ不本意なり。国体の精華を傷くるものと認む」(「木戸日記(上巻)一(昭和11年)2月26日付記事」として、彼等反乱将校たちを、もはや天皇の将兵ではなく、「叛徒」であると断定したことである²⁾。

この断定的態度は、事件後の5月に召集された特別議会における、特に賜わった「お言葉」の中でも貫ぬかれ、「今次東京ニ起レル事件ハ朕ガ憾トスルトコロ」として、公然と反対の気持を国民に明示したのである。それよりさきの3月10日には、寺内陸相をとくに宮中に召して、「近来、陸軍ニ於テ屢々不祥ナル事件ヲ繰リ返シ、遂ニ今回ノ如キ大事ヲ惹キ起スニ至リタルハ、実ニ勅諭ニ違背シ、我国ノ歴史ヲ汚スモノニシテ、憂慮ニ堪ヘヌ所デアル。就テハ深ク之ガ原因ヲ探究シ、此際部内ノ禍根ヲ一掃シ、将士相一致シテ、各々其本務ニ専心シ、再ビ斯ル失態ナキヲ期セヨ。」との厳しい戒告を与え、全軍にこの趣旨徹底方を命じたのである。(「本庄日記・第四部「帝都大不祥事件」中「第二、三月一日以後事件善後ニ関スル諸件」其八、陸相ヘノ御言葉)。さらに、その翌年の昭和12年10月に首相となった近衛文麿公によって提案された二・二六事件関係者の大赦運動も、天皇の依然たる反対で、ついにその成果をみるにいたらなかった。

- 1) 教育勅語(明治23年10月30日発布)に、「朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ……」とある。
- 2) 天皇が、青年将校の行動を断固として拒否した理由について、米国のバイアス氏は、われわれ日本人とはややニュアンスの違った調子で、つぎのような見解を發表している。それによると、この反乱が新幕府到来の先ぶれとなるもの、換言すれば、「明治維新」の伝統の廃棄につながるものとみなして、天皇がそれに恐怖心をいだいたからであるとする。つづいて、かれは、“Hirohito knew the history of his own house, and the skeleton in the Imperial cupboard was the dread of a new shogun-

nate in khaki uniforms. How can any Japanese emperor forget the humiliations his ancestors suffered from military chieftains…?”と述べて、過去において武将の圧迫をこうむったように、いまカーキ色の軍服をまとった新将軍の出現に脅えたとする。つまり、増長慢の軍部勢力が、天皇に代って天下を盗るといふ危機感を覚えたというのである—Hugh Byas, “Government by Assassination” (New York: Alfred A. Knopf, 1942) pp.119~120 {George M. Wilson, “Restoration: History and Showa Politics” (Tokyo, Sophia University, 1970) p. 72に所収}。

ちなみに、天皇は、少年時代から歴史に興味をもち、その愛読書のひとつが箕作元八氏著「フランス大革命史」であって、これをボロボロになるまで何度も熟読されたらしいと、フランス文学者辰野隆博士が、昭和24年の「フランス大革命」についての御前講演のときの印象記の中で記しているが、天皇はこうした「革命」に対して日ごろから強い関心をもっておられたことがうかがわれるようである—辰野隆「身にあまる事ども—『天皇の印象』 190ページ {ねずまさし「天皇と昭和史」下巻(三一書房, 1976) 298ページに所収}。

VI

このように「昭和維新」をあくまでも拒絶した天皇の強硬な態度には、その宮廷側近者たち、とくに、ときの内大臣書記官長木戸幸一侯爵の助言が強く影響しているように考えられる。維新の元勳木戸孝允の孫にあたり、天皇の信頼ことのほか厚かったこの人物は、反乱勃発の直後、湯浅宮相・広幡侍従次長とはかつて、反乱者の皇居襲撃を未然に防止するため、いち早く宮城護衛の万全を本庄侍従武官長に保障させている {原田熊雄日記—「西園寺公と政局」(岩波書店, 1950~56年), 第5巻, 307ページ}。

木戸は、もし行動部隊が皇居を襲って占拠するようなことにでもなれば、「昭和維新」が天皇の名によって承認されるかも知れないと恐れたのである。じじつ、高橋蔵相を暗殺した中橋基明中尉指揮下の行動軍が、一時的にせよ、宮城の西門・南門の占拠に成功している(東門・北門は皇居警備兵の護衛下に置かれていたが)—このことは、かつて木戸の祖父が維新の際に、「甘く玉(討幕派の志士の間で用いられた『天皇』の呼称)を我方へ抱き奉り候御儀、千載の一大事にて、自然万々も彼手(幕府側)に奪れ候ては、たとえいか様の覚悟仕候とも、現場の処、四方の志士壯士の心も乱れ、芝居(倒幕の画策のこと)大崩れと相成」(慶応3年10月22日、木戸孝允より品川弥二郎あての書簡)をほうふつさせるものがある。

さらに、木戸は湯浅宮相・広幡侍従次長と協議して、現内閣による反乱者の即時鎮圧方を天皇に進言 {木戸日記(上巻)—(昭和11年)2月26日付記事}したが、これは「昭和維新」を粉砕し、反乱者の支持する後継内閣の出現を未然に阻止しようとの意図によるものであることは明らかである。この進言は、天皇の意見と完全に一致し、事後、この方針に基いて、川島陸相には「今回のことは…国体の精華を傷くるものと認む」との「お言葉」があり、後藤首相臨時代理に対しては「速かに暴徒を鎮圧せよ。秩序回復する迄職務に励精すべし」 {木戸日記(上巻)—昭和11年)2月26日付記事}との命令が下されるのである。

もうひとつの問題点—かねてから、反乱軍将校たちの友人とみなされていた秩父宮に対する処置を敏速・適確に為しとげたのも木戸自身であった {秩父宮については、あとのⅦ参照}。

弘前の第八師団に勤務中の秩父宮が急きょ上京したとき(2月27日午後5時)、反乱軍の青年将校たちは、「我々の大義の支持者である秩父宮殿下が首都に到着された。いまや維新は目前である」と街頭演説で氣勢をあげた {稲田正純「二・二六事件と秩父宮」(日本週報No.235, 1953年1月25日)30ページ}。しかし、宮はまっすぐに参内、天皇に拝謁したあと、そのまま皇居に滞在するよ

うにと木戸から告げられている。その理由は「秩父宮の御帰途を擁し、行動軍が御殿に入込むとの計画ありとの情報あり。八時半、殿下に拝謁して右の趣を申上げ、警衛の準備完了迄御帰りを御延を願ふこととす」(木戸日記(上巻)一(昭和11年)2月27日付記事)であった。こうして、秩父宮は態よく軟禁されて、反乱者たちとの連絡を完全に遮断されたのである。

このようにして、宮中という聖域の中で、天皇と木戸ら側近者が完全に一致したコンセンサスのもとで、「昭和維新」の反乱を、その勃発直後から断固として排撃する路線を着実に敷いていったのである。

昭和46年、天皇と皇后が英国などヨーロッパ諸国を歴訪して帰国されたあと、皇居で催された、訪問各国の報道機関代表の記者会見の席上で、AP通信のハーツェンブッシュ北アジア総局長の「日本の天皇の絶対君主性」に関する質問に対して、天皇は二・二六事件の例を挙げて、「あの場合は、暗殺によって多くの閣僚が空席となったため、やむを得ず自分の意志で行動せざるを得なかったのだ」と答弁している。

VII

秩父宮が、二・二六事件の首謀者たちと以前から交友関係にあったことは周知のこととされている。青年将校の革新運動の元祖ともみなされる西田税とは陸軍士官学校での同期生(第34期生)であり、安藤輝三大尉は、同人が士官学校本科二年に在学中に、折柄イギリス留学中の秩父宮から何通もの私信を受け取っているほどの間柄であり、さらに、帰国後の宮が東京麻布の歩兵第三連隊に勤務することになったとき、安藤も同連隊に配属されて、たがいに旧交を温め合ったのである。そのほか、野中大尉・坂井中尉らとの交友関係もあったが、とくに注目されるのは、二・二六事件の前年(月日不明)に、秩父宮が、革新運動の教祖的存在といわれた北一輝宅をわざわざ訪問されたとのうわさが伝えられていることである(原田政治の証言—田崎末松「評伝真崎甚三郎」(芙蓉書房、昭和52年)86~7ページに引用)。

このように、秩父宮が革新派グループと親近関係にあり、「桜会」の設立精神(前稿に掲載した「桜会」の設立趣意書を参照されたい)にも共鳴していた(当時の秩父宮の副官の証言—B.A.シロニー著、河野司訳「日本の叛乱」(河出書房新社、1975)124ページに引用)ことから、おのずから『昭和維新のプリンス』のイメージを周辺の人びとにいだかせることになったのであろう。しかも、宮は少なくとも皇太子の誕生(昭和8年12月23日)以前は、天皇譲位の場合、明らかに皇位継承の第一順位にあったのであり、明仁皇太子の誕生後も、天皇側の不測の事情によっては、幼君を擁しての摂政の地位を要請される立場にもあった。

このようにして、秩父宮が革新派将校グループと相当に頻繁な接触関係をもたれたことなどから、やがては宮廷関係者側も、宮が「革新思想の持主」であるとの印象を強め、さらに、いったん事あらば、天皇に代って、宮がかつぎ出されはしないかの疑心暗鬼をもちだくようになったこと、延いては、天皇自身がこの弟君を自分のライバルと見るようになっていったことも、自然の成行として考えられないことはないのである。

{「本庄日記—(昭和8年)9月7日付記事」の中にある「満洲事変発生の昭和6年の末より同7年の春期に亘る頃の事」}には、「当時は満洲事変勃発に伴ひ、国内の空気自然殺気を帯び、十月事件の発生を見る等特に軍部青年将校の意気熱調を呈し来れる折柄、或日、秩父宮殿下参内、陛下に御対談遊ばされ、切りに陛下の御親政の必要を説かれ、要すれば憲法の停止も亦止むを得ずと激せられ、陛下との間に相当激論あらせられし趣なるが、其後にて陛下は、侍従長に、祖宗の威

徳を傷つくるが如きことは自分の到底同意し得ざる処、親政と云ふも自分は憲法の命ずる処に
拠り、現に大綱を把持して大政を総攬せり。之以上何を為すべき。又憲法の停止の如きは明治
大帝の創制せられたる処のものを破壊するものにして、断じて不可なりと信ずと漏らされたり
と。誠に恐懼の次第なり。」とあって、秩父宮の革新的な提案に「陛下との間に相当激論」があ
ったことを伝えている。二・二六事件当時、外務次官であった重光葵は「吾人は、軍人の口か
ら、しばしば天皇に対する批評を聞き、二・二六反乱の当時に於ては、もし天皇にして革新に
反対されるならば、某宮殿下を擁して陛下に代うべしという言説すら聴かされたのを想起せざ
るを得ない…」〔重光葵「昭和の動乱」(中央公論社、1952年)上巻、102ページ〕と記し、また、反乱軍将
校が「はっきりしない天皇よりも、気性の勝った秩父宮に『昭和維新』を断行してもらいたい」
〔稲田正純(二・二六事件当時の侍従武官・大佐、のちに中将)「二・二六事件と秩父宮」-「日本週報」19
53年1月25日号、29ページ〕と仰望していたと述べている。

二・二六事件二日目の2月27日夕刻、急きょ参内した秩父宮が天皇に拝謁して何を語ったの
かは不明であるが、〔木戸日記(上巻)- (昭和11年)2月28日付記事〕には「広幡(侍従次長)より
左の如き内話あり。各皇族の御態度につき、広幡に御感想を御漏になり、参考に総裁(木戸の
こと。当時、かれは宗秩寮総裁であり、内府書記官長も兼ねていた)にも伝へよとのことなり
しと、高松宮が一番御宜しい。秩父宮は五・一五事件の時よりは余程お宜しくなられた。梨本
宮は泣かぬ許りにして御話であった。春仁王は宜しい。朝香宮は大義名分は仰せになるが、尖
鋭化して居られて宜しくない。東久邇宮の方が御判りになって居る」とあって、皇族方に対す
る天皇の考課表が述べられているが、秩父宮に対しては、まえの「五・一五事件の時よりは余
程お宜しくなられた」として今回の落ちつき振りを評価している。しかし、特高警察の収集し
た二・二六事件に関するデータには、およそ、これと反対とも受けとられるような記録がある。
すなわち、「昭和11年6月7日熊本県情報…黒田実二対スル内偵状況ノ中ニ、本県特高視察員
ニ語りタル言辞。特ニ視察係員ニノミ語ルモノニシテ他一般ニハ決シテ口外セザルモノト称シ
語りタルモノナレバ為念。『…二・二六事件ガ勃発スルト、秩父宮殿下ハ直チニ宮中ニ参内セ
ラレ側近者ノ会議ニ列席セラレタ此際皇軍排撃ノ非違ヲ力説上奏セラレタル模様デアル、然
ルニ陛下ハ(以下欠字)秩父宮殿下ニ対シ退場ヲ命ゼラレタリト、此ノ結果秩父宮殿下ヲシテ滞
京遊バサレルコトハ二・二六事件ノ情勢ト対シテ益々危険性ヲ加ユルモノアリトサレ退京セ
シメラレタル模様ナリ…』」(国立国会図書館憲政資料室収集文書166)とある。

元老西園寺公望が、こうした雰囲気のもと、“ざん奪”の危険性さえあることを憂慮して、
昭和13年に秘書の原田熊雄男に、「こんなような今日の空気が続けば、一体どうなるか判らな
い。日本の歴史にも随分忌はしい事実がある。たとえば、神武天皇の後を承けられた綏靖天皇
は、実はその御兄君を殺されて自分が帝位につかれた。そういう事実は日本の歴史にもまだた
くさんある。まさか今日の皇族にさういふ方々が、どうかうといふことはあろう筈がないが、
しかしさういふことは、よほど今日から注意しておかねばならん」と語り、原田がこの話を書
きとめると、その原稿の欄外に「天智・弘文、近くは三代将軍の駿河大納言」などを書き込ん
だとある。〔原田日記-「西園寺公と政局」第6巻、265・297ページ(ねずまさし「天皇と昭和史」上巻(三・
一書房、1976年)115ページに所収)〕

ともあれ、本人の意識すると否とにかかわらず、「昭和維新」のいわば「黒幕」とみなされ
た秩父宮の存在そのものが、天皇をして、宮のいきのかかった青年将校の決起を「反乱」と断
じ、その鎮圧を厳命する衝動にからしめた、「深層心理」的原因を提供したのではなからうか
と推測するのである。

VIII

つぎに、二・二六事件の「蹶起」に対する天皇の、いささかも妥協を許さない厳然たる拒否反応の態度は、そもそもどのような原因に根差して発動されたものであろうか。いまここで、その根因ともいうべきものの実体を究明していくこととする。

前述したように、事件の終結後、寺内陸相にあたえた戒告の中に「近来、陸軍ニ於テ屢々不祥ナル事件ヲ繰り返シ、…」とあるように、近来の陸軍部内に於ける不祥事件の頻発が、軍部に対する天皇の不満感・不信感をしだいに増幅させていった、そこにこそ「根因」があるものと考えるのである。

いま、この「屢々不祥ナル事件」の主要なものを挙げてみると、前稿でも述べたように、昭和6年の三月事件や十月事件、同7年の五・一五事件、同9年の士官学校事件、同10年の「天皇機関説」問題と真崎教育總監更迭事件、さらに相沢中佐事件と継起している。

天皇は、これら「不祥事件」の継起を、陸軍部内にうっ積する下剋上の風潮—下級将校の上官に対する、延いては陸軍部内の天皇に対する増長慢—に根差すものと判断したのである。

{本庄日記「至秘鈔」—(昭和10年)9月26日付記事}には「午後四時御召あり、本日午前閑院宮総長に、朕の意図なりとして、陸軍大臣へ現下一般に各方面共下剋上の風あり。時局問題に付軍部、殊に陸軍の主張積極的なるが如し、大臣として部下の希望の遂行に努むるは可なるも、部下に引摺らるる如きは益々下剋上の弊を大ならしむるものなり。特に支那問題の如き出先の専断を適宜戒飾する様伝ふべく申し置けり。武官長に於ても宜しく此意味を含み善処せよと誠に恐懼に堪へざる御沙汰を拝せり。…又桑折武官は此日陛下には、此頃の天気は無軌道なるが、政治も亦然りと独り言を遊ばされあるを拝聴すと語れり。真に聖慮の平かならざるは申訳なきことなり。」とある。つづいて、{木戸日記(上巻)—(昭和10年)9月30日付記事}にも、「…(午後)二時、内大臣を官邸に訪ひ、例の機関説問題其の後の状況を報告す。其際、内大臣より、陛下は陸軍大臣に対し、近頃若い者は少し行き過ぎて居る様であるから大臣は此の際犠牲になりて処置する様にとの御言葉あり、更に総長宮の参内せられたる際、大臣に右の旨を申して置いた故、力を添へる様にとの御話あり、侍従長に対し、右の趣を内大臣に伝へ置く様にとのことなりし由なり。」とあって、武官長や陸相に対して、一身を犠牲に供する覚悟で、部内の下剋上の風をあらためるようにと厳しく戒告するのである。

「木戸日記」には、木戸自身の見解として、陸相・海相ともに部内におさえが利かないから、政府が軍部予算を大きく削減すると、下からの突き上げて不測の変事がおこるかも知れないとの危機感があつたことを記している(昭和8年11月15日付記事など)。

また、天皇は、昭和10年当時、在郷軍人会を中心に論議が沸騰していた「天皇機関説問題」についても、陸軍の僭越行為を論難するのである。{本庄日記(至秘鈔)—(昭和10年)3月29日付記事}には、「三月二十七日軍事参議官会議に於て機関説に関する論議あり、翌二十八日此概要を申上げ……、後刻御召あり、…陛下は更に、理論を究むれば結局、天皇主権説も天皇機関説も帰する所同一なるが如きも、労働条約其他債権問題の如き国際関係の事柄は、機関説を以て説くを便利とするが如し云々と仰せらる。之に対し軍に於ては、天皇は、現人神と信仰しあり、之を機関説により人間並に扱ふが如きは、軍隊教育及統帥上至難なりと奉答す。又二十九日午後二時御召あり、天皇機関説に付陸軍は首相に迫り、其解決を督促するにあらずやとの御下問あり。陛下は、憲法第四条天皇は「国家の元首」云々は即ち機関説なり。之が改正をも要求するとせ

ば憲法を改正せざるべからざることとなるべし、又伊藤の憲法義解には「天皇は国家に臨御し」云々の説明ありと仰せらる。此日閣議に於て、陸相は機関説是正を提議し内相、法相、文相等其主旨に共鳴せるも声明は差^さ扣^くゆることとなれり。」とあり、さらに、(本庄日記(至秘鈔)一(昭和10年)4月9日付記事)に、「四月八日午後二時御召あり、此日上聞に達したる真崎教育總監の機関説に関する訓示なるものは、朕の同意を得たしとの意味なりやとの御下問ありしゆへ断じて左ることなく、全く總監の職責上出したるものなるが事重要なりと認め、報告の意味にて上聞に達したるものなりと奉答す、同九日午後三時半御召しあり。

1. 教育總監の訓示を見るに、天皇は、国家統治の主体なりと説けり、国家統治の主体と云へば、即ち国家を法人と認めて其国家を組成せる或部分と云ふことに帰着す。然らば所謂天皇機関説と用語こそ異なれ、論解の根本に至りては何等異なる所なし、只機関の文字適當ならず、寧ろ器官の文字近からん乎。又教育總監の訓示中『国家を以て統治の主体となし、天皇を以て国家の機関と為す云々』の説を反駁せるも、之も根本に於ては『天皇を国家統治の主体』と云ふと大同小異なり、而るに之を排撃するの一方に於て天皇を以て国家統治の主体と云ふは自家撞着なり。要するに天皇を国家の生命を司る首脳と見、爾他のものを首脳の命ずる処によって行動する手足と看ば、美濃部等の云ふ根本觀念と別に変わりなく、敢て我国体に悖るものとも考へられず、只美濃部等の云ふ詔勅を論評し云々とか、議会は天皇の命と雖、之に従ふを要せずとか云ふが如き、又機関なる文字そのものが穩當ならざるのみ、仏国にては用語を統一せる由なるが、日本も此用語を統一せば便ならん云々と仰せらる。即ち天皇を国家の生命を司る首脳とせば、天皇に事故あらば国家も同時に其生命を失ふこととなる、斯く推論せば機関説の意義の下に国家なるものを説き得ざるにあらず、而して必ずしも国体の尊嚴を汚すものにもあらざるべし。
2. 之に反し、統治の主權は君主にありや(天皇主權説)又国家にありや(国家主權説)と論究せんとするに於ては、兩者全く異なるものとなるべし。若し主權は国家にあらずして君主にありとせば、専制政治の譏りを招くに至るべく、又國際的条約、國際債權等の場合には困難なる立場に陥るべし。露国をして日露北京交渉に於て(芳沢・カラハン会商)『ポーツマス』条約を認容したる我日本の論法は、国家主權説に基くものと謂ふべし。
3. 朕も亦、君主々權説に於て専制の弊に陥らず、外国よりも首肯せらるるが如き、而も夫れが我国体歴史に合致するものならば、喜んで之を受け入るべきも、遺憾ながら末だ敬服すべき学説を聴かず、往年穂積、上杉など美濃部其他其一派の学者など憲法論を是非論難せしが、結局根本に於て同一に歸すと云ふ。
4. 右の要旨の御言葉に対し自分は、軍部は学説には触れず、只信念として崇高なる我国体を傷け天皇の尊嚴を害するが如き言動を、絶対に軍隊に取入れざらんとするにあり、彼の議會中心と言ひ詔勅を論評し、議員は天皇の命に従ふを要せずと云ふが如きは、軍部の信念と断じて相容れざるものなりとの主旨を、軍隊の教育及至統帥上、徹底せしめんとするに外ならずと奉答す、之に対し、陛下は、信念なるものは世上の憲法学説採の上に超越するものなるが故に、右主旨は固より結構なり。只憲法学説に於て、論難の的となるが如き字句は之を用ひざるを要すと仰せられたり。」とあって、美濃部「機関説」の論旨は、用語など若干の不穩當な箇所を除けば、大体において妥当と認められるのに反して、真崎教育總監の訓示には「自家撞着」的な矛盾がみられると、天皇独自の論調をもって乱麻を断つような批評を下している。このように、天皇が「機関説」の大筋を首肯していたにもかかわらず、反対論がますます熾烈化していく世相に対して本庄武官長をなかば揶揄し、詰問して、その釈明方を求めるのである。

{本庄日記(至秘鈔) — (昭和10年) 4月19日付記事}には「此朝真崎教育総監の天皇機関説に関する訓示に付、同総監より聴取せる処を申し上げしに、陛下は、天皇主権説が紙上の主権説にあらざれば可ならん(半ば諧謔的に)かと仰せられ、断じて左様の義にあらざると奏答す。…」とあり、つづいて{本庄日記(至秘鈔) — (昭和10年) 4月25日付記事}にも「四月二十四日午前十一時、陛下は、在郷軍人の名に於て各方面へ配布せし機関説に関する『パンフレット』に付御下問あり。即ち此の如きは在郷軍人として遣り過ぎにあらざるかと拝す、即ち、軍部にては機関説を排撃しつつ、而も此の如き、自分の意思に悖る事を勝手に為すは即ち、朕を機関説扱と為すものにあらざるなき乎との仰せあり。之に対し断じて左様の事あるべき筈なし。只天皇機関説問題、今日国内到る処喧しく、在郷軍人より中央部の軟弱を非難する位にて、或は其分を超へて問題を惹起する嫌なしとせず、故に軍に参考として小冊子を偕行社記事の附録として配布し統制外に脱逸せざらしめんとせるに外ならず。而して之と陸軍大臣が国务大臣として、軍部の総意を代表して閣議に意見を述べあるものとは自ら同じからず。即ち陸軍大臣は建軍の立場より、天皇機関説に対する軍の信念を述ぶるのみにして、学説に触ることは之を避けある次第なりと申上ぐ。陛下は、若し思想信念を以て科学を抑圧し去らんとするときは、世界の進歩は遅るべし。進化論の如きも覆へさざるを得ざるが如きこととなるべし。去りとて思想信念は固より必要なり、結局思想と科学は平行して進めしむべきものと想ふと仰せらる。…」とある。つづいて{本庄日記(至秘鈔) — (昭和10年) 5月22日付記事}に、「此日午前陛下は、出光海軍武官を召し、海軍の天皇機関説に関する意嚮を聞召され、軍部が自分の意に随はずして、天皇主権説を云ふは矛盾ならずやとの御下問あり。出光武官は之に対し、其時々々の御事務に付、大御心に添はざることありとて之を天皇主権の事実^{いこう}に添はずとせられ、延ひて重大なる国体に関する解説を云々せられんとするは本末を誤るものなりと拝察す。陛下は、暫く臣下の論議を高處より静視遊ばされ、此等の説に超越して大観^{くわん}あらせらるるを必要なりと存ずる旨奉答せりと武官長へ報告す。」と記されている。ここでは、天皇たるものは、臣下の片々たる「主権説」論にいっさい介入せず、すべからく「超越」して「大観」すべきであると、かえってたしなめられるのである。

{本庄日記(至秘鈔) — (昭和10年) 7月10日付記事}には「十日侍従長は、陛下の機関説に付、首相及法相に仰せられし処なりとて語る所左の如し。

一、機関説云々は皇室の尊嚴を汚すと云ふも、斯る事を論議すること夫れ自体が、皇室の尊嚴を冒瀆するものなり云々。

二、日本の国体は機関説云々の論議位にて動かさるるものにあらず云々。」ともあって、このときの天皇は、不毛な「機関説」論議を強く非難するが、それにもかかわらず、ときの岡田内閣が、軍部、とくに陸軍を中心とする反対攻勢^{こうせき}について押し切られ、再度にわたって声明を發し、「天皇機関説」が「万邦無比なる我が国体の本義^{ほんぎ}を愆^{あやま}るもの」であり、「嚴に之を芟除^{せんじょ}せざるべからず」と断罪したのであった。このように、天皇は、西欧的な科学を無批判的に否定して、神かか^かり的な「思想信念」を大上段にふりかぶる独善的な陸軍の態度には常に批判的であった。{本庄日記(至秘鈔) — (昭和10年) 4月27日付記事}の場合も、うえと同様なケースである。「午後二時半御召あり、陸軍の憲法解釈に関する『パンフレット』は全部読み終れり。大体の議論は可なりとするも、

1. 国家主権説則ちデモクラシーなりとするの議論は敢て然らざるべし。

2. 欧米の個人主義より發達し來れることは正に然らん去りながら今日悉くが個人主義なりと看るは誤れり。米国に於て彼の禁酒法が成立せしが如き、英[国]に於て戦時貴族の多数が国家の爲めに殉ぜしが如き、之を如何に見るべき乎。…………

6. 日本天皇は政治の外、文芸其他国民生活万般の中心にあらせらるると云ふ。然り、去りながら之が為め欧洲其他の君主を目して、政治のこのみと云ふは当らず、現に英国皇帝の如きは文化の方面にも大に努力せられあり。等各方面に亘り、一々詳細に亘り御説示あらせられ、恐懼し特に前記第(5)の如きは陸軍当局へ注意せり。」は、万事に対する陸軍の短絡的な断定論の態度を鋭くたしなめたものである。

二・二六事件の反乱軍将校が、常日ごろから崇拝して背後よりその支援を期待し、本人もまたそれに応えるかのようなゼスチュアを示したといわれる真崎甚三郎大將に対して、天皇が以前から或る屈折した特殊感情をもっていたふしが見受けられる。この感情は、真崎が陸軍部内の下剋上の風潮をあおる「策望家」ではないかとの想像から由来するものである。そしてそれは、側近派のもたらす情報によって、しだいにはっきりとしたものに形成されて行ったと考えられる。「木戸日記」の記事—たとえば、「(昭和10年)2月23日のそれには、2月21日警保局調 最近に於ける軍部の動向として、荒木(貞夫)大將が日本の国情に即したる国家主義的經濟政策の樹立の為め種々研究し、既成政治体系に対し好感を有せざること周知の事実にして、本月6日も憂国青年同盟の三宮維信を自邸に招致し、詳細なる經濟政策の説明を求めたるが如き、其の他斯る事例は少からず。真崎大將も荒木と肝胆相照し、維新断行の意図深きものあり。…」など、荒木・真崎両大將の動静に関する情報を活発に収集して、つねに警戒の態度をゆるめなかった—等からも、この間の事情が推測される。

真崎が参謀次長のとき、勅裁を仰ぐかれの書類が、いつも二・三日は保留されるので、思案にあまって東久邇宮に「おとりなし」を求めたところ、宮に拒絶されたいきさつが(原田日記—「西園寺公と政局」第3巻)に記載されているが、こうしたことも、天皇の真崎に対する不信感のあらわれと受けとられる。

{本庄日記(至秘鈔)—(昭和10年)7月16日付記事}は、前日の7月15日付で、ときの林陸相が陸軍定期大異動をおこない、閑院参謀総長宮の合意のもとに、頑強に抵抗する真崎教育総監の更迭を強行した事情を記述するが(前稿の脚注3)参照)、つづけて同記事には「…尚ほ此時陛下は、林陸相は真崎大將が総監の位置に在りては統制が困難なること、昨年10月士官学校事件も真崎一派の策謀(恐らく事件軍法会議処理難を申せしならん乎、まさか士官学校候補生事件を指せしものにはあらざるべし。)なり。尚ほ又た三官衙の人事の衝に当る課長は、悉く佐賀と土佐のものみにて一般より批難多く、要するに真崎一派は少なく反対派は非常に多き実情に在りと話せり。其他、自分としても、真崎が参謀次長時代、熱河作戦・熱河より北支への進出等、自分の意図に反して行動せしめたる場合、一旦責任上辞表を奉呈するならば、氣持宜しきも其儘にては如何なものかと思へり。又内大臣に国防自主権に関する意見を認めて送りしが如き、甚だ非常識に想はる。武官長は左様に思はぬか。自分の聞く多くのものは、皆真崎・荒木等を非難す。過般来対支意見の強固なりしことも、真崎・荒木等の意見に林陸相等が押されある結果とも想像せらる。旁々今回の総監交迭に関する陸相の人事奏上の如きも、余儀なき結果かと認めたりと仰せられたり。…」とあって、ここでの天皇は、真崎大將らが陸軍の統制を紊し、策謀をめぐらし、徒党を組み、越権行為をおかしてもさらに反省しようとしないう非常識の輩であると、いままでのうっ憤を一挙に爆発させた観を呈している。

つづいての{本庄日記(至秘鈔)—(昭和10年)7月20日付記事}の中にも、天皇の、真崎に対する嫌悪感が記されている。「午後1時30分、新任教育総監渡辺大將・前任総監真崎大將葉山御用邸に参内拝謁す。繁は拝謁に先ち、新任者には『御苦勞である』、前任者に『御苦勞であった』との意味の御言葉を給はらば難有存ずる旨内奏す。陛下は之に対し真崎は加藤の如き性格にあ

らざるや、前に加藤が、軍令部長より軍事参議官に移るとき、自分は其在職間の勤労を想ひ、御苦勞でありし旨を述べし処、彼は、陛下より如此御言葉を賜はりし以上、御親任あるものと見るべく、従て敢て自己に欠点ある次第にあらずと他へ漏らしありとのことを耳にせしが、真崎に万一之に類することありては迷惑なりと仰せらる。繁は之に対し、真崎としては自己の主義主張を曲ぐることは出来ざるべきも、苟りそめにも御言葉を自己の為に悪用するが如き不忠の言動を為すものには断じてあらざる旨を固く奉答せし処、陛下は、夫れならば結構なりと仰せられ、拝謁に際し渡辺大将には御苦勞であると仰せられ、真崎大将には在職中御苦勞であったとの御言葉を給はりたり。尚ほ、此日真崎大将は出来れば、御言葉を給はりし際、一言自己の立場を奉答したき旨武官長に漏らす所ありしも、夫れは当の主任者たる大臣の奏上に対立する事となり、恐懼の次第なること又事件に引続き何事か奏上することは、其結果の如何なるものをもたらすかをも余程考慮すべきことなりと、真崎大将も能く諒解し右思ひ止まりたり。」と。この記事のあとに「附記」として、「今回の陸軍大異動の前提として、教育総監交迭の如く不愉快なりしものはなく、去る16日、陛下が、両元帥御召しの後ち、鈴木侍従長に対し、武官長は真崎を弁護する様だと仰せられし趣なるが、其後30日午後遅く（宮城より葉山へ行幸直後）村中大尉・磯部主計免官の内情言上の為め参内せし林陸相も、閑院宮殿下より或者が梨本宮殿下の許へ参り申し上げし事なりとして前に武官長は大臣を訪問し、真崎弁護に努めたりとのことなるが事実なりやとの御尋ねありし旨漏らし、尚ほ大臣は自分は夫れは単に意思疏通の為め来りしものなりと弁明し置けりと語れり。繁は何れにも偏せず、何れにも党せず、只急に過ぎ酷に過ぐる事乃至何れかに偏するとの感を与ふる人事は、軍の統制を図らんとして、却て反対の結果を招致する虞れなきにあらずとの忠言を全く個人の立場に於て（武官長としてにあらざる事を常に前置きにし）至公至平の見地より大臣等に述べ、最古参の軍事参議官等に呈する所あり、全く軍の統一を希ふに外ならざりき。然るに此等は早くも座間勝平（7月21日付）なるものの怪文書として各方面に配布されしもの如く、又夫れが誰れかに扱ひて梨本宮殿下等の耳に、而も武官長として伝へらるることは甚だ遺憾なり。此等の事実に鑑みて宮中奉仕の間は軍の為めとは云へ、一切沈黙を守るに如かざるを想はしめたり。」とあって、本庄武官長が「何れにも偏せず、何れにも党せず」、ただただ「至公至平の見地」を堅持してお仕えしているのに、まことに遺憾なことで、複雑な宮廷内の雰囲気感慨するのである。

真崎大将については、二・二六事件の最大の黒幕的存在として、陰に陽に青年将校を示唆し、煽動した人物であり、ことやぶれたあとは一切関知せぬ風を装ったわがしこくて卑怯な将軍であるとの評が、今日ではほぼ定説化した感があるが、この「真崎悪将論」に対して、真正面から異議をととなえ、かれの免罪を主張する研究が田崎末松氏によって為されている。（田崎末松「評伝真崎甚三郎」芙蓉書房、1977年）

同氏によると、「真崎は、中国大陸戦線の拡大を通して、ついに太平洋戦争にまで突入することになった一連の戦争勢力（あるいは南進論と呼ぶこともできる）にとつての最大にして最後の障害物として排除されたもの」（上掲書、5ページ）として、その「一連の戦争勢力」というのは、天皇であり、木戸幸一に代表される宮廷派であり、天皇制軍閥であり、彼等から閉め出された犠牲者が真崎であり、青年将校であり、秩父宮であるとの図式を示している。この立場は、従来のもとは著しい対照を示すが、ここでいう「一連の戦争勢力の南進論」に、真崎大将がどのような抵抗をこころみたかの実態が必ずしも十分に解明していない憾みがある。

む す び

これまで論述してきたように、「昭和維新」の決行が、天皇の断固たる拒絶にあって「叛乱」のらく印をおされ、敢えなくも潰之去ってしまったが、しかしながら、この決行は、そもそも、青年将校たちが、「天皇の御ため」にとただ一途に念じて決起したはずのものではなかったか。

彼等は、天皇に対する全霊的な忠誠心を全うせんがため、自らを捨身してまで、腐敗した現体制の実力者である「君側の奸」を斬除しようとした「志士」たることを自認していたのである。『日本古制への復帰のために（まず）現制度を破壊する』（五・一五事件の山岸宏中尉の手記）ことこそ、「建国の精神」への回帰に直結すると信じて疑わなかったのである。

しかしながら、彼等反乱者たちの信念—この破壊行為は『現人神』たる天皇には必ず嘉納していただけるという—は、彼等がまったく考慮にいれなかった天皇のもうひとつの面、すなわち個人的意思の所有者でもある『人間的』天皇の厳しい排斥にあってもろくも崩壊したのである。天皇が、自分の意見で二・二六事件鎮圧に主役を演じたことは、このあとの昭和20年、太平洋戦争の「終戦の詔勅」に於ける場合と同様であった。

ともあれ、天皇が「天皇」の座を降りて『人間』になったために、その人間的激情の奔流が純情で、憂国の至情にあふれた二・二六事件の青年将校たちを残酷にも葬り去ってしまったと悲嘆するのが、「兇暴ノ将校等」のひとり河野壽大尉の実兄にあたる河野司であり、作家の三島由紀夫であった。この両者は、対話の中で、天皇の怒りが理解できないとして、「人間の怒り、憎しみですね。日本の天皇の姿ではありません、悲しいことです」（河野司「私の二・二六事件」（河出書房新社）107ページ）と述べている。三島由紀夫は、その「英霊の声」の中で、「天皇は、その治世の中で二つの失政を犯した。ひとつは二・二六事件の処理、他は終戦時の処置である。この失政の原因は天皇が人間になったためである。日本の天皇は人間になってはいけない。神でなくてはいけない」と叫び、「私は、どうしても天皇の『人間宣言』（※昭和21年1月1日）に引っかからざるをえなかった…」として、『などですめろぎは人間となりたまひし』と三たび繰り返して、しめくくりのことばとしている（三島由紀夫「英霊の声」の巻末にある「私と二・二六事件」（河出書房））。昭和45年11月25日、かれが、「楯の会」の隊員を率いて、戦前に陸軍士官学校の所在地であった市ヶ谷の自衛隊東部方面総監部で、現政治体制の腐敗墮落ぶりを攻撃したあと、割腹自殺を遂げたのは、二・二六事件の青年将校たちの「昭和維新」的行動を身をもって再演しようとしたものであった。

——完——